



労組周辺動向 No.22

2017年11月17日現在

1. 法・政策

(1) 政府が年度内に副業解禁へ：長時間労働不安、社会保険はどうなる？

新卒から定年まで生涯1社で働く終身雇用の考え方が大きく変わろうとしている。政府は年度内にも、副業・兼業の事実上の解禁に踏み切る。国がつくるモデル就業規則の副業禁止規定を改定すると同時に、長時間労働を招かないよう労働時間や健康管理の指針を盛り込んだガイドラインの策定にすでに着手している。来春、公開する見込みだ。

事実上の副業解禁に伴い、大きな懸念材料の一つとされているのが「長時間労働になるのではないか」という点。正社員ならば1社専業が基本の会社が大半であることから、雇用保険や社会保険についても混乱が予想される。

副業をしている社員の労務管理はだれがやるのか。長時間労働になって本業に注ぐ気力・体力はそがれないか。ただでさえ人手不足が叫ばれる中、副業解禁の前に懸念は山積している。

厚生労働省「柔軟な働き方に関する検討会」については以下（日本語）。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou.html?tid=482129>

(2) 改正育児休業法についてのQ&A

厚生労働省が10月1日に施行された改正育児・介護休業法についての「Q&A」を公表した。

以下（日本語）で。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000184275.pdf>

(3) 失業給付豆知識：失業給付を受給していた家族が死亡した場合

雇用保険による給付金について、受給者が死亡した場合には生計を同じくしていた遺族は死亡の日の前日までの給付金を受け取ることができる。

詳しくは以下（日本語）で。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000183892.pdf>

2. 法違反・闘い

(1) 自動車大手、期間従業員の無期雇用を回避 法改正は骨抜きか

トヨタ自動車やホンダなど大手自動車メーカーが、期間従業員が期限を区切らない契約に切り替わるのを避けるよう、雇用ルールを変更したことが分かった。改正労働契約法で定められた無期への転換が本格化する来年4月を前に、すべての自動車大手が期間従業員の無期転換を免れることになる。雇用改善を促す法改正が「骨抜き」になりかねない状況だ。

トヨタは2015年、期間従業員の空白期間をそれまでの1カ月から6カ月に変えた。ホンダ、日産自動車、ダイハツ工業も2013年に空白期間を3カ月から6カ月に変更した空白期間を6カ月に変更した理由について、日産、ダイハツ、ホンダの広報は、労働契約法の改正を挙げた。トヨタ広報も「法の順守はもちろん、時々状況に応じた制度づくりを行っている」と答えた。

三菱自動車、マツダ、スバルの空白期間は以前から6カ月だった。スズキは再雇用をしていなかったが、2013年に認める代わりに6カ月の空白期間を導入した。トヨタなど4社の空白期間変更により、自動車大手8社すべてで期間従業員は無期転換の権利を得られないことになる。

厚生労働省によると、期間を定めた契約で働く人は1,500万人にのぼり、うち3割が同じ企業で5年超続けて働く。400万人以上が無期雇用を申し込む権利を手にする計算だ。非製造業を中心に無期雇用の制度づくりを進める企業もある一方、無期雇用の権利が発生する前に雇い止めする企業も出ている。

(2) 「ブラックバイト訴訟」で和解成立…全国初

大手飲食チェーン「しゃぶしゃぶ温野菜」でアルバイトをしていた男子大学生が長期間無休で働かされたなどとして、運営会社に未払い賃金や慰謝料など計約800万円の支払いを求めた訴訟は9日、千葉地裁で和解が成立した。学生側の弁護士などによると、会社側が解決金を支払い、謝罪する内容。金額は明らかにしていないが、未払い賃金額を上回るという。

運営会社は千葉県成田市の「DWE Japan」。訴状によると、男子学生は同県船橋市にあったフランチャイズ店で2015年4月から120日以上連続で長時間働かされ、元店長や元従業員から暴行や暴言を受けたなどと主張していた。

学生を支援した労働組合「ブラックバイトユニオン」によると、学生が被害を訴えたブラックバイトを巡る訴訟の終結は全国初とみられる。同ユニオンは「良い内容で和解できた」としている。

元店長と元従業員は学生に告訴され、暴行罪などで罰金刑が確定している。

(3) 元アイドル 不当契約で事務所提訴 脱退の女性4人

芸能事務所に不当な専属契約を結ばされたとして、アイドルグループ「虹色 f a n ふぁーれ」を脱退した女性4人が14日、契約が無効であることの確認や賃金計約400万円の支払いなどを求め、東京地裁に提訴した。

訴えによると、4人は10～20代。2015年7月に芸能事務所と契約を結び、総勢7人のグループのメンバーとして同年10月にデビューした。月平均8回のコンサートに出演するなどしていたが、今年9月に脱退した。

4人は、事務所に「月額賃金3万8,000円は、レッスン費で相殺される」「契約締結から5年間は辞められず、辞めた後も2年間は芸能活動が禁じられる」との無効な契約を結ばされたと主張。実際に賃金は一切支給されなかったとして、「相殺」されていた2年あまりの賃金を支払うよう求めている。

3. 情勢・統計

(1) 厚生労働大臣：「空白期間の変更理由を調査」 車大手の無期雇用回避問題

トヨタ自動車やホンダなど大手自動車メーカーが期間従業員の無期雇用への転換を免れている問題で、厚生労働省が実態調査に乗り出した。加藤勝信(Katsunobu Kato)厚生労働大臣が7日、閣議後の記者会見で明らかにした。自動車大手8社の本社がある6都府県の労働局に6日付で指示した。

加藤厚生労働大臣は「ルールの趣旨を踏まえて適切に対応する。必要があれば法を見直す」と述べた。

(2) 自動車大手による無期転換回避、連合が「残念」とコメント

トヨタ自動車など自動車大手が期間従業員の無期雇用への転換を免れている問題で、連合は11月16日、「残念と言わざるを得ない」とするコメントを発表した。傘下の労働組合に、各社の運用が法の趣旨から外れていないかの確認を求める。相原康伸事務局長は、「大手の事例が、無期雇用への転換を進める運動の不利益になるのであれば一定の警鐘を与える必要がある」と述べた。是正を求めるかについて、神津里季生会長は「当該労組との連携、対話をしっかりやっていく」と述べるにとどめた。